

## 研削砥石の安全作業特別教育講習 受講報告

技術第1班 鈴木 徹

標記講習を平成23年9月21、22日、鶴岡市で受講した。労働安全衛生法（安全衛生特別教育規程）第三十六条法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務として、

- ・ 研削といしの取替え
- ・ 又は取替え時の試運転の業務

として指定されているため、業務で研削盤を使用する我々には受講が推奨されている。講習は座学が主であるが、2日目の午後は一部実技講習を含んでいて、最後に簡単な筆試験の後、修了証を受領した。